

## 令和2年度第1回教育委員会議事録

日 時 令和2年4月20日(月) 午前10時00分～11時24分

場 所 尾鷲市教育委員会 教育長室

議 題

審議事項

- (1) 令和2年度土曜授業の実施について
- (2) 新型コロナウイルス対策について

審議事項

- (1) 尾鷲市教育委員会公印規則の一部を改正する規則(案)について
- (2) 尾鷲市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則(案)の制定について
- (3) 学校運営協議会の指定と委員推薦について

出席者

教育長	出口 隆久
委員(教育長職務代理者)	森下 龍美
委員	北裏 佳代
委員	大門 利江子
委員	濱口 精幸

出席事務局職員

教育総務課長	山口 修史
教育総務課調整監	植前 健
生涯学習課長	三鬼 基史
教育総務課総務係長	丸田 智則

## 10時00分開会

教育長：ただ今から令和2年度第1回教育委員会を開催いたします。  
前回の会議録署名委員は、A委員とB委員でした。今回の会議録署名委員は、B委員とC委員です。よろしく願いいたします。では、教育長報告に入らせていただきます。

### 【主な教育長報告】

- 3月30日 熊野人権擁護委員協議会から啓発物品の寄贈。
- 3月31日 退職教職員辞令交付、尾鷲幼稚園長退職辞令交付
- 4月1日 教職員、市職員辞令交付
- 4月1日 市内事業所から除菌水の寄附
- 小・中学校、幼稚園入学（園）式  
来賓なし。規模縮小で開催。
- 小・中学校の臨時休業  
4/15から臨時休業となった経緯等を説明

教育長：教育長報告について、ご質問等はありませんか。  
では、事項書5番の報告事項に入ります。まず、(1)令和2年度土曜授業の実施について、事務局よりご説明いただきます。

事務局：資料1をご覧ください。

### 【主な説明内容】

- 本年度の土曜授業は、1回ないし2回を予定している。  
新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、中止あるいは延期する場合もあり得る。

教育長：教職員の働き方改革による総勤務時間数を縮減して中で、土曜授業の実施日も減少しています。今後、学校の行事等を整理、縮減を含めて見直すことも必要だと考えております。この件につきましてご質問等はありませんか。

D委員：臨時休業が続いており、これからも更に続く可能性があります。授業数を確保するため土曜日に授業をする必要が出てくることは考えられないのでしょうか。

事務局：土曜授業を実施すれば教員の振替休日が発生します。今考えておかなければならないのは、夏休み等の学校休業日は当然教員は勤務日ですので、それを子ども達の学習保障として具体的に対策を考える必要が出てきたと思います。

D委員：そうすると、今のところは長期休業中に学力の保障を行うということですね。

事務局：その方向で考えております。

C 委員：夏休みに授業を行うことは、ほぼ決定でしょうか。

事務局：正式決定ではないですが、連休明けまで臨時休校で、その後、状況によって変化があるかもしれませんし、昨年度からの未履修の部分と新学期が始まってから欠けている授業日数について、各学校から報告を受けながら、どれくらいの期間の補充が必要であるかなども考えながら決定していきますが、夏休みには幾分の授業日数の確保は必要であろうと考えております。

A 委員：今年度は土曜授業を 1 回する学校と 2 回する学校がありますが、これまでは 2 月頃に 6 年生を送る会をこの土曜授業で行っている学校も多かったと思います。今年度の予定で 2 月に土曜授業をしない学校は、そのような 6 年生を送る会は平日の授業で行われるのでしょうか。それとも実施しないのでしょうか。

事務局：学校によりますが、単独で実施する学校や他の行事と一緒に実施する学校など、それぞれ創意工夫して実施されています。

教育長：土曜授業ですので 1 日授業が増えると考えられる学校や、振替え授業として保護者の方々、地域の方々の参加を配慮しながら行う学校もあると思います。夏休みについては、未履修の部分や新年度に入ってから学習内容の遅れについて調査を行い、その中でどれだけ必要かを考えていただくこととなりますが、今の状況では夏休みもある程度の授業を組んでいかないと難しいだろうと思います。

A 委員：コロナウイルスが収まってくればいいですが、世間ではオンライン授業をしている学校などもあり、学力に差が出てくる可能性もありますので、文部科学省はどうするのかと思います。

教育長：オンライン授業は、出来るのであれば良いと思いますが、授業というのは子どもと教える側があって、そのやり取りの中で学力が積み上がっていくところがあるかと思いますが、本当にそれだけで良いのかということと難しいところもあるかと思いますが。

A 委員：昨年度、教室にクーラーが設置されましたので、環境的には暑さを心配しなくてもいいのですが。

教育長：既にコロナウイルスの関係の話に入っておりますので、報告事項 (2) 新型コロナウイルス対策について、学校あるいは社会教育関係でどのような対策をとられているか、ご説明をお願いします。

事務局：資料 2 をご覧ください。

**【主な説明内容】**

- 4月15日から5月6日まで臨時休校とする。
- 16日の緊急事態宣言に伴い、学校の対応を変更。
  - ・登校日は当面見合わせる。
  - ・運動場の開放も中止。
  - ・園児、小1から小3、特別支援学級の児童を対象とした一時預かりについては、再度感染防止対策を徹底したうえで継続。
  - ・学習課題等の追加がある場合は、ポストに投函。接触は避ける。
- 学校として感染予防を徹底。緊張感をもって職員で共通理解を図る。
- 調子が悪い、熱が出た児童生徒については、学校にも一報いただく。家族等同居する方が感染した場合も、学校へ一方いただく。
- 偏見差別等が出ないように、再度注意喚起をする。
- 市有施設の利用制限について市ホームページに掲載する。  
今後の状況により変更がある場合は、随時情報を更新。

教育長：県全体でかなり危機意識が高まっておりますし、本市にも感染者が出たため、私たちも危機管理のレベルを上げていく必要があります。市民全体、子ども達も危機意識を更に高めていくということは、大事だと思っております。我々もしっかりと十分に対応していきたいと思っております。今までのところで何かご質問等はございますか。

C委員：3点あるのですが、まず1点目。家庭訪問は行わないとのことですが、せめて家の中に先生が入らなくても、子ども達もずっと家にいるとストレスもたまってくるので、ある程度の距離を保ってちょっと顔を見せていただくとか、それくらいのことはしてもらえないのでしょうか。ポストに課題を入れておくだけであれば、先生がいつ来たか分からず少し寂しいかなと思います。

教育長：先生も同じ気持ちだと思います。気にならない先生はいないと思います。本日の校長会で、相談させていただきます。

C委員：2点目、誹謗中傷の件ですが、市内でまさか感染者が出るとは思っていなくてびっくりしましたが、ご家族などについて憶測の話も聞きます。学校から一斉メールなどをしてきちんと訂正していただかないと、と思います。

事務局：正しい情報は、市のワンセグ等でご確認くださいとなるかと思っております。市で情報の一本化を行っておりますので、そこでご確認していただくことや、体調が悪くなった方、特にお子さまについては、電話相談の窓口等についても、学校から何度か連絡をしておりますが、改めて周知をさせていただきます。

C委員：3点目ですが、コミュニティーセンターや図書館も休館となってしまったのですが、借りてきた本は、中央公民館の図書館の返却ボックスにしか返却ができないのでしょうか。

事務局：現在、中央公民館は休館しておりますので、返却ボックスを前に置いています。そこへ返却していただくこともできますし、そのままお持ちいただき、また機会があるときや、開館してからご返却していただくことでも結構です。

C委員：休館中ということなので、返却日を気にせずにも大丈夫ということですね。コミュニティーセンターでは返却受付はしないのですか。

D委員：この間図書館で本を借りたときに、開館するまで返さなくても大丈夫と言われました。

事務局：あくまで休館ですので、そのままお持ちいただいても結構ですが、どうしても返したいという人もいらっしゃると思いますので、中央公民館の前に返却ボックスを設置させていただいております。

教育長：今は期限があるものについては猶予がありますので、本は大丈夫だと思います。誹謗中傷の話ですが、校長会でも何度かメールを流しているのですが、今そのようなことが起こりやすいため、少なくとも自分に来たときはその情報は流さないということが一番大事だと思います。少しでも減らせていけるよう、自分ができることをやっていきたいと思います。他、いかがでしょうか。それでは審議事項（1）尾鷲市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）について事務局からご説明いただきます。

事務局：資料3をご覧ください。

#### 【主な説明内容】

○三木幼稚園が3月31日で閉園となったため、三木幼稚園の公印と、園長の公印を廃止するため、抹消。

教育長：三木幼稚園が廃園になったことを受けて、三木幼稚園の公印を廃止する、園長印についても廃止する。この規則改正につきまして、何かご意見等がございますか。よろしいですか。それではこの規則改正についてご承認いただけますか。

#### （委員から「はい」の声）

教育長：では次に（2）尾鷲市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則（案）の制定についてお願いいたします。

事務局：資料4をご覧ください。

**【主な説明内容】**

- 教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間以外の正規の勤務時間を除いた時間の上限を、1ヶ月45時間、1年間で360時間と規定。
- 通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い規定する。

教育長：この件につきまして何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。それではこの規則の制定についてご承認いただけますでしょうか。

(委員から「はい」の声)

教育長：ありがとうございます。では(3)ですが、学校運営協議会の指定と委員の推薦につきましては、人事案件でありますので非公開としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

～事務局より、非公開とする根拠等を説明～

(委員から「異議なし」の声)

教育長：はい、では非公開とさせていただきます。それでは審議事項(3)学校運営協議会の指定と委員の推薦について、ご説明をお願いいたします。

事務局：資料5をご覧ください。

**【主な説明内容】**

- 小学校、輪内中学校、賀田小学校から学校運営協議会の指定申請があった。
  - ・年間活動計画
  - ・委員推薦書

教育長：この件につきまして、何かございますか。

C委員：委員として、尾鷲小学校、輪内中学校、尾鷲中学校には保護者が1名入っていますが、賀田小学校だけ保護者がいらっしゃらない。やはり保護者の意見を聞くことは大切ですので、入っていただいた方がいいと思います。

A委員：私も思いました。保護者がいる方が、学校の内容が分かると思います。

D委員：去年も入っていなかったのですか。

C委員：賀田小学校は、今回から正式に設立ですよ。

教育長：これはおそらく、評議員がそのまま運営協議会委員になっていると思います。

確かにその通りだと思います。賀田小学校の規約をみると10名以内とありますので、保護者の方に入っていただくように校長と話をさせていただきます。もし他になければ、今ここにあげられている委員の皆さまを推薦するというところでよろしいでしょうか。

### (委員から「異議なし」の声)

教育長：ありがとうございます。では、(4)尾鷲市立学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務に関する要綱について協議をお願いしたいと思います。

#### 【主な説明内容】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う在宅勤務の仕組みを、県立高校で進めており、小中学校も参考にしながら進める。
  - 対象職員は公立学校職員。
  - 流れとしては、学校長へ事前に申し出をし、学校長が許可する。許可された職員は、在宅勤務業務計画書を提出。当日、開始時と終了時に校長へ連絡。報告書を提出
  - 個人情報の扱いは、セキュリティポリシーに基づいて行う。
- 以上、何かご質問等はございますか。

D 委員：現状はどうなんですか。

教育長：現状は勤務しておりますが、年休を取られている方もいらっしゃいます。

B 委員：大前提に新型コロナウイルス感染拡大防止がありますから、もっと先生方が守りやすいようにしないと意味がない。文書にするならこうなるのですが、実際この目的を達成しようとするのであれば、先生方が実際できるようなものに変えてあげないと意味がないと思います。

教育長：要綱のサンプル案があり、概ねその通りにしております。自宅に個人情報を持ち帰らなくても授業に関わる仕事はたくさんあると思います。そういう部分の仕事を自宅ですでにいただいている。しかし何でも在宅勤務でいいとならないために、ルールを決めておく必要はあるかと思っております。在宅勤務と明確に分かるような書類を作っておく必要があると思っております。

D 委員：特休という制度はなくなるのですか。

教育長：いえ、特休をとられる場合は、仕事はしなくてもいいこととなります。

B 委員：先生の仕事というのは、机に向かってパソコンを使っているから仕事というのではなく、授業をどのようにしようかとずっと考えていることも

多くありますので、物を加工するなどの仕事内容であればこれでもいいかと思いますが、先生の仕事はそんなものではないと思います。

教育長：おっしゃる通りです。ただ厳密にいうと、先生自身が授業と関係なしに、教養図書を読むということもありますよね。これも教員の勉強であると思いますが、これを研修として認めるとなると幅が広がりすぎるので、例えばこの単元の教材研究をするのに一生懸命考えていました、本を読んでいたとなれば、即教材研究として授業につながると解釈は出来る可能性が高いです。しかし、この一般教養の本を読んでいたとなると難しい。最終的に、教材プリントやテストプリントができたとか、在宅勤務の成果物として校長の求めに応じて示していくということもこの中に規定しております。

C委員：ネットでの研修は認められないのでしょうか。

事務局：研修を家でネットでという話は、まだ出てきてはいないです。

教育長：他にご質問等はございませんか。では、この要綱で進めていくことでよろしいでしょうか。

#### (委員から「異議なし」の声)

教育長：ありがとうございます。それではその他、何かございますか。国体についての状況は現時点ではどうでしょうか。

事務局：オープンウォータースイミングの国体の状況ですが、県の水泳協会が実施主体となりますが、実施主体ではコロナウイルスの状況で中止の方向で進められていることは聞いております。また正式な通知がありましたが、最終的に判断し、また皆さまにご報告をさせていただきます。

教育長：市の関連施設は自粛要請をかけております。

事務局：現在、ほぼ休館状態ですが、開館している図書館は、他市町からの利用が増えたり、県外からの問い合わせもあり、行政区域をまたいだ利用者が増えることも懸念しております。

教育長：他に何かございますか。

C委員：まだ分からないとは思いますが、現在5月6日までが休校となっておりますが、このまま感染者が増えていくと延期ということももちろんあり得ますよね。

教育長：今回の臨時休校措置も、紀北町、熊野市と連携、相談して決定したので



すが、県も緊急事態宣言が全国的なことになったので、結果的に同様な動きとなりましたが、この宣言の範囲の中で今後どうなっていくのか、宣言が終わるのかどうか、その判断にも関わると思います。4月の終わり頃にはもう一度校長会を開催し、学校が再開できる状況か、あるいはまだ延長しないといけない状況か、という2つの状況を想定し、どう対応していくか考えていきたいと思います。どちらになった場合でも、すぐに準備に取りかかることができるようにしたいと思います。早期の終息を願いたいと思います。その他何かございますか。なければ次回の開催日についてお願いします。

#### (日程調整)

教育長：では次回は、5月21日木曜日の10時からでお願いします。  
場合によっては、会をどうするかということもありますし、逆に緊急的に招集をかける場合もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。では令和2年第1回教育委員会を閉会させていただきます。

**11時24分閉会**